

令和5年度 第2回 市川市国民健康保険運営協議会

令和6年2月7日
国民健康保険課

【議題】

1. 課税限度額の引き上げについて（諮問）
2. 市川市国民健康保険税条例の改正について（報告）
 - (1) 国民健康保険税率の改正について
 - (2) 産前産後期間の保険税減額について
3. 令和6年度市川市国民健康保険特別会計予算（案）について
4. 次期データヘルス計画（案）について

1. 諮問事項

令和6年4月1日から後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の「22万円」から「24万円」に引上げる地方税法の改正を受け、本市も同様の条例改正を行うことについて、意見を伺うものです。

2. 課税限度額の概要

医療保険制度では、保険料（税）負担は負担能力に応じた公平なものである必要があります。一方で納めた保険料(税)の多寡にかかわらず、同じ内容の医療給付を受けることになるので受益との関連において無制限に負担するとなると、被保険者の納付意欲に与える影響が大きいことから被保険者の保険料（税）負担に一定の限度額が設けられているものです。

3. 課税限度額の引き上げの目的

高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費等の増加が見込まれる一方、被保険者の所得が十分に伸びないなかで税率の引上げにより必要な収入を賄おうとすれば、高所得者層の負担は変わらず中間所得層を中心に負担を求めることとなります。

賦課限度額の引き上げは、高所得者に応分の負担を求めながら、負担感が重いといわれる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的としています。

4. 課税限度額の状況

現在の国民健康保険税の限度額は、医療分65万円、支援分22万円、介護分17万円の合計104万円です。
令和6年4月1日からは支援分を2万円引き上げることで、合計106万円となります。

現在		→	令和6年4月1日以降	
医療分	65万円	変更なし	医療分	65万円
支援分	22万円	+2万円	支援分	24万円
介護分	17万円	変更なし	介護分	17万円
合計	104万円	+2万円	合計	106万円

5. 課税限度額に達する所得額

令和6年4月1日からの税率改正を反映した課税限度額に到達する所得額の一覧は右記の通りです。
区分ごとに税率や課税限度額が異なることから、限度額に達する所得額もそれぞれ異なります。

現在

区分	世帯人数	所得額
医療分	1人世帯	8,890,000円
	2人世帯	8,725,000円
	3人世帯	8,561,000円
支援分	1人世帯	15,133,000円
	2人世帯	14,664,000円
	3人世帯	14,195,000円
介護分	1人世帯	11,043,000円
	2人世帯	10,323,000円
	3人世帯	9,603,000円

令和6年4月1日以降

区分	世帯人数	所得額
医療分	1人世帯	8,664,000円
	2人世帯	8,504,000円
	3人世帯	8,344,000円
支援分	1人世帯	12,598,000円
	2人世帯	12,135,000円
	3人世帯	11,672,000円
介護分	1人世帯	8,059,000円
	2人世帯	7,395,000円
	3人世帯	6,732,000円

6. 課税限度額引き上げによる影響

令和5年度の課税状況（被保険者の所得状況等）を用いた試算では、限度額に達する世帯数は79世帯減の484世帯、保険税調定額は約1,000万円の増額となっています。

		課税限度額	課税限度額 到達世帯数	調定額
支援分	改正前①	22万円	563世帯	1,411,893,800円
	改正後②	24万円	484世帯	1,422,327,900円
	影響②-①	+2万円	▲79世帯	+10,434,100円

7. 近隣市の状況

千葉市をはじめとする近隣5市は、令和6年4月1日からの課税限度額を法で定める上限とする予定です。

		法で定める上限	市川市	千葉市	船橋市	松戸市	柏市	浦安市
令和5年度	医療分	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円
	支援分	22万円	22万円	22万円	22万円	22万円	22万円	22万円
	介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
令和6年度 (予定)	医療分	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円
	支援分	24万円	24万円	24万円	24万円	24万円	24万円	24万円
	介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円

8. 課税限度額 過去10年間の推移

国は、社会保障改革プログラム法（平成25年法律第112号）や社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月）を踏まえ、毎年度、医療保険部会の議論を経て、国保保険税（料）の課税限度額の引き上げを行っており、**課税限度額超過世帯割合が1.5%**に近づくよう考慮しています。

※なお、被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5%～1.5%の間となるよう法定されています。

年度	医療分		支援分		介護分		合計	
		引上げ額		引上げ額		引上げ額		引上げ額
平成 26	51万円		16万円	+2万円	14万円	+2万円	81万円	+4万円
27	52万円	+1万円	17万円	+1万円	16万円	+2万円	85万円	+4万円
28	54万円	+2万円	19万円	+2万円	16万円		89万円	+4万円
29	54万円		19万円		16万円		89万円	
30	58万円	+4万円	19万円		16万円		93万円	+4万円
令和 元	61万円	+3万円	19万円		16万円		96万円	+3万円
2	63万円	+2万円	19万円		17万円	+1万円	99万円	+3万円
3	63万円		19万円		17万円		99万円	
4	65万円	+2万円	20万円	+1万円	17万円		102万円	+3万円
5	65万円		22万円	+2万円	17万円		104万円	+2万円
6	65万円		24万円	+2万円	17万円		106万円	+2万円

(1) 国民健康保険税率の改正について

① 保険税率改正の背景、目的

本市では平成27年度以来、保険税率を据え置いてきましたが、長年に渡って多額の赤字が生じていること、令和5年度に国民健康保険事業費納付金の軽減措置が終了することに伴い急速な赤字拡大が見込まれたことから、国保赤字の抑制を目的に、令和6年度に9年ぶりとなる保険税率の見直しを行うこととしたものです。

② 保険税率改正の内容、経過

税率改正に向けては、令和4年度第3回市川市国民健康保険運営協議会での諮問・答申を経て令和5年9月議会に諮問内容と同様の改正案を提出、議決を得ました。

議決後は保険税率が改正される旨の周知を図るため、令和5年10月7日号の広報「いちかわ」に令和6年度の税率改正の記事を掲載するとともに、市公式Webサイトでも同様の情報を発信しています。

区分 (対象)	医療給付分 (国保に加入する全ての人)		後期高齢者支援金分 (国保に加入する全ての人)		介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
所得割 (加入者の所得に対して)	7.30%	7.50%	1.45%	1.90%	1.50%	2.05%
均等割額 (加入者1人あたり)	12,000円	12,000円	6,800円	8,800円	10,800円	13,600円
平等割額 (1世帯あたり)	20,400円	20,400円	—	—	—	—

(1) 国民健康保険税率の改正について

③-1 令和6年度当初予算における税率改正の影響（被保険者負担分）

税率改正により被保険者負担分の現年分保険税では約5億4千万円の増額を見込む一方、被保険者数の減少に伴い約3億3千万円の減額が見込まれることから、全体では約2億円の増額を見込んでいます。

◎ 現年分の保険税

区分		被保険者数	1人あたり保険税額		
			対前年増減	対前年増減	
5年度 当初予算	医療分	80,645人		79,976円	
	支援分			17,747円	
	介護分	28,348人		23,771円	
	計			121,494円	
➔					
6年度 当初予算		77,369人	▲3,276人	79,776円	▲200円
				22,692円	+4,945円
6年度 当初予算		27,726人	▲622人	29,902円	+6,131円
				計	132,370円

① 税率改正による影響

+5億3,710万円 $(77,369人 \times (\blacktriangle 200円 + 4,945円) + 27,726人 \times 6,131円)$

② 被保険者数減による影響

▲3億3,492万円 $(\blacktriangle 3,276人 \times (79,976円 + 17,747円) + \blacktriangle 622人 \times 23,771円)$

①+②

+2億 218万円

(1) 国民健康保険税率の改正について

③-2 令和6年度当初予算における税率改正の影響（公費負担分）

国民健康保険では、低所得世帯に対して所得額に応じて均等割額及び平等割額を7割、5割、2割軽減する制度が設けられており、軽減された分の保険税は公費（県、市）で負担しています。今回の税率改正では均等割額の引上げを行ったことなどに伴い、1人あたりの軽減額が増加したため公費負担分が約6,600万円増加する一方、被保険者数の減少による減額が約4,000万円見込まれることから、全体では約2,600万円の増額を見込んでいます。

◎軽減分（公費負担分）の保険税

区分		7割,5割,2割 軽減者数	1人あたり 軽減額	7割,5割,2割軽減者数		1人あたり軽減額	
					対前年増減		対前年増減
5年度 当初予算	医療分	40,117人	14,123円	37,927人	▲2,190人	14,244円	+121円
	支援分		3,606円			4,687円	+1,081円
	介護分	12,714人	6,090円	12,629人	▲85人	7,682円	+1,592円
	計		23,819円			26,613円	+2,794円
6年度 当初予算	医療分	37,927人	14,123円	37,927人	▲2,190人	14,244円	+121円
	支援分		3,606円			4,687円	+1,081円
	介護分	12,714人	6,090円	12,629人	▲85人	7,682円	+1,592円
	計		23,819円			26,613円	+2,794円

①税率改正による影響

+6,569万円 (37,927人×(121円+1,081円)+12,629人×1,592円)

②被保険者数減による影響

▲3,934万円 (▲2,190人×(14,123円+3,606円)+▲85人×6,090円)



①+②

+2,635万円

(2)産前産後期間の保険税減額について

①制度導入の経緯

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、令和5年12月議会において、令和6年1月1日から産前産後期間の保険税を減額するため条例改正を行ったものです。

②制度の概要

【目的】 子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援など

【対象者】 国民健康保険の被保険者のうち、出産する人

※本制度での出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）及び早産の場合も減額措置の対象となる。

【対象期間】 出産予定日（出産日）が属する月（出産予定月）の前月から翌々月までの4か月間。
多胎妊娠の場合は、出産予定月の3か月前から翌々月までの6か月間

	3か月前	前々月	前月	出産予定月	翌月	翌々月
単胎妊娠			●	●	●	●
多胎妊娠	●	●	●	●	●	●

【減額対象の保険税】 産前産後期間分の出産被保険者に係る所得割額及び均等割額

※低所得世帯で均等割額の軽減措置（7・5・2割軽減）の適用を受けている場合は軽減後の額から4か月分または6か月分が減額となる。

<参考> 均等割額の減額の目安（所得割額は収入状況等により大きく異なるため表示していません）

● 出産被保険者が40歳未満の場合（介護分なし）

	令和5年度				令和6年度			
	均等割額	2割軽減後	5割軽減後	7割軽減後	均等割額	2割軽減後	5割軽減後	7割軽減後
医療分	12,000円	9,600円	6,000円	3,600円	12,000円	9,600円	6,000円	3,600円
支援分	6,800円	5,440円	3,400円	2,040円	8,800円	7,040円	4,400円	2,640円
合計	18,800円	15,040円	9,400円	5,640円	20,800円	16,640円	10,400円	6,240円
減額（4か月分）	-6,300円	-5,100円	-3,200円	-1,900円	-7,000円	-5,600円	-3,500円	-2,100円
減額（6か月分）	-9,400円	-7,600円	-4,700円	-2,900円	-10,400円	-8,400円	-5,200円	-3,200円

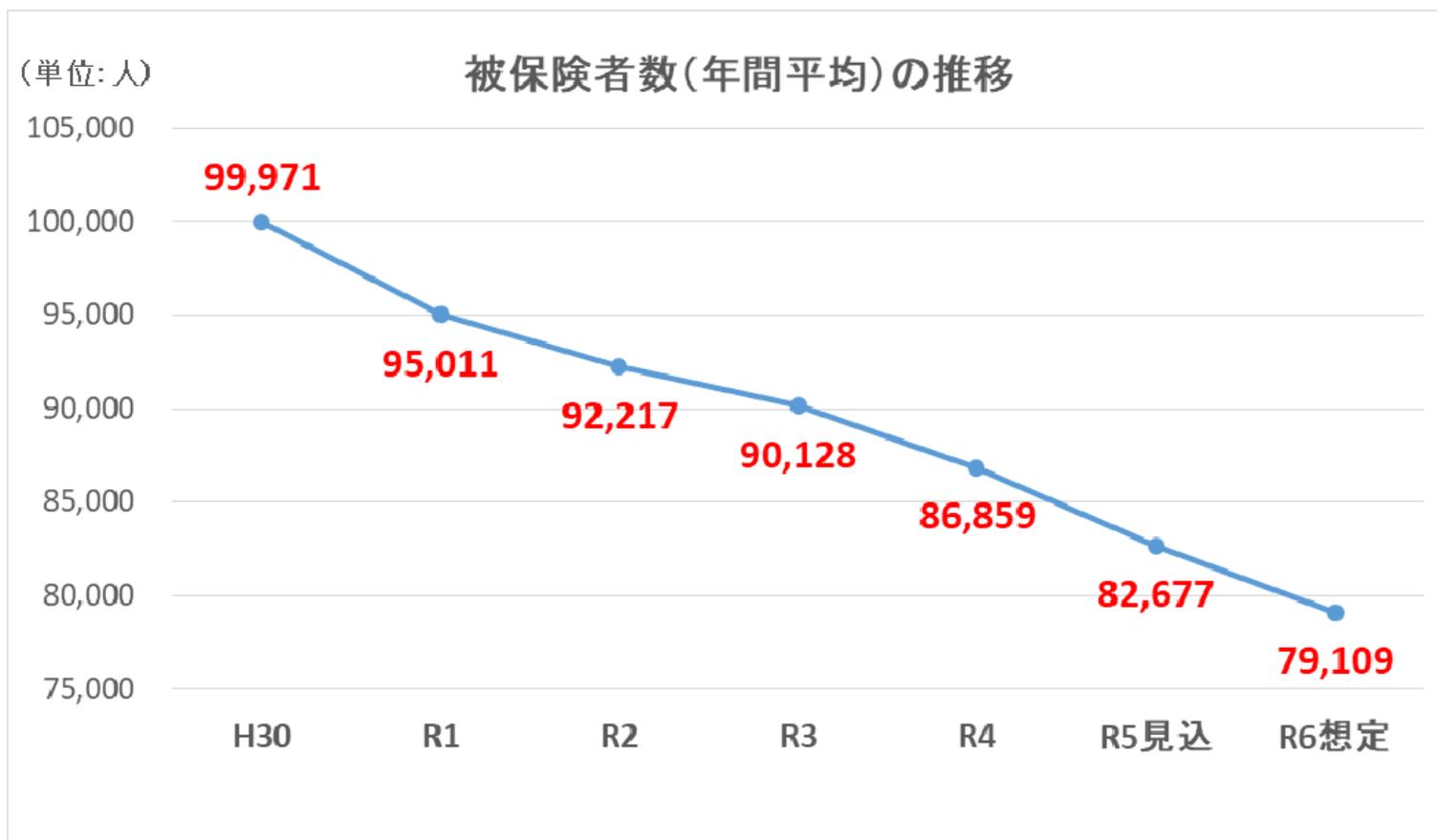
● 出産被保険者が40歳以上の場合（介護分あり）

	令和5年度				令和6年度			
	均等割額	2割軽減後	5割軽減後	7割軽減後	均等割額	2割軽減後	5割軽減後	7割軽減後
医療分	12,000円	9,600円	6,000円	3,600円	12,000円	9,600円	6,000円	3,600円
支援分	6,800円	5,440円	3,400円	2,040円	8,800円	7,040円	4,400円	2,640円
介護分	10,800円	8,640円	5,400円	3,240円	13,600円	10,880円	6,800円	4,080円
合計	29,600円	23,680円	14,800円	8,880円	34,400円	27,520円	17,200円	10,320円
減額（4か月分）	-9,900円	-7,900円	-5,000円	-3,000円	-11,500円	-9,200円	-5,800円	-3,500円
減額（6か月分）	-14,800円	-11,900円	-7,400円	-4,500円	-17,200円	-13,800円	-8,600円	-5,200円

【負担割合】 減額した保険税額は、国が1/2 県と市がそれぞれ1/4を負担

① 令和6年度の被保険者数の見込み

国民健康保険の被保険者数は、社会保険の適用拡大（パート従業員の社会保険加入など）に加えて高齢者の就業率向上（定年退職後、国保に加入していた高齢者が就業により社会保険に留まる）や「団塊の世代」の後期高齢者医療への移行などにより、ここ数年、大幅な減少が生じています。令和6年度には年間平均の被保険者数が8万人を割り込む見通しであり、これに伴う保険税収入の減や高齢化の進展による1人あたりの国民健康保険事業費納付金の増など、国保財政は厳しさを増しています。



②歳出

(単位：百万円)

区分	6 年度 当初予算		5 年度 当初予算		対前年増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1.総務費	714	1.8%	645	1.6%	69	10.7%
2.保険給付費	25,447	64.6%	27,332	67.1%	-1,885	-6.9%
3.国民健康保険事業費納付金	12,842	32.6%	12,342	30.3%	500	4.1%
【再掲】医療分	8,512	21.6%	8,575	21.0%	-63	-0.7%
【再掲】後期高齢者支援金分	3,211	8.1%	2,634	6.5%	577	21.9%
【再掲】介護分	1,119	2.8%	1,133	2.8%	-14	-1.2%
4.保健事業費	328	0.8%	369	0.9%	-41	-11.1%
5.その他の支出	68	0.2%	71	0.2%	-3	-4.2%
歳入合計	39,399	100.0%	40,759	100.1%	-1,360	-7.5%

【歳出予算の特徴】

- 被保険者数の減に伴い、保険給付費は18億8,500万円、6.9%の減となっています。
- 国民健康保険事業費納付金の軽減措置（5年度は8.4億円の軽減）が5年度で終了したため被保険者数の減少にも関わらず納付金総額は5億円、4.1%の増となっています。
- 保健事業費（特定健康診査など）は被保険者数の減などに伴い 4,100万円、11.1%の減となっています。

③歳入

(単位：百万円)

区分	6年度 当初予算		5年度 当初予算		対前年増減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	増減率
1.保険税	8,824	22.4%	8,652	21.2%	172	2.0%
2.国・県支出金	25,703	65.2%	27,584	67.7%	-1,881	-6.8%
3.繰入金	4,640	11.8%	4,320	10.6%	320	7.4%
【再掲】一般会計繰入金（法定内）	2,133	5.4%	2,187	5.4%	-54	-2.5%
【再掲】一般会計繰入金（法定外）①	1,687	4.3%	1,193	2.9%	494	41.4%
【再掲】基金繰入金②	820	2.1%	934	2.3%	-114	-12.2%
4.繰越金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
5.その他の収入	231	0.6%	202	0.5%	29	14.4%
歳入合計	39,399	100.0%	40,759	100.0%	-1,360	16.9%

【歳入予算の特徴】

- 保険税は税率改正の影響により、被保険者が減少する中、前年度とほぼ同額の予算を計上しています。
- 一般会計繰入金（法定外）①と基金繰入金②は、国から令和11年度までに削減が求められている赤字です。
- 赤字（①+②）は、5年度の21億2,700万円から6年度には25億700万円と3億8,000万円、17.9%の増と収支悪化が進んでおり、更なる保険税の見直しなどが必要な状況となっています。
- 収支悪化の原因は、県に納付する「国民健康保険事業費納付金」の増（+5億円）によるものです。

④国民健康保険事業費納付金の内容

	令和6年度								
	医療分		支援分		介護分		計		軽減額合計
		軽減後		軽減後		軽減後		軽減後	
仮係数（当初予算）	85.12億円	-	32.11億円	-	11.19億円	-	128.42億円	-	-
被保険者数	80,513人				28,927人				
1人あたり費用	105,723円	-	39,879円	-	38,687円	-	184,289円	-	-

	令和5年度								
	医療分		支援分		介護分		計		軽減額合計
		軽減後		軽減後 (予算額)		軽減後 (予算額)		軽減後 (予算額)	
仮係数（当初予算）	85.75億円	-	33.59億円	26.34億円	12.52億円	11.33億円	131.86億円	123.42億円	-8.44億円
被保険者数	84,392人				30,062人				
1人あたり費用	101,604円	-	39,808円	31,216円	41,658円	37,692円	183,070円	170,512円	-12,558円

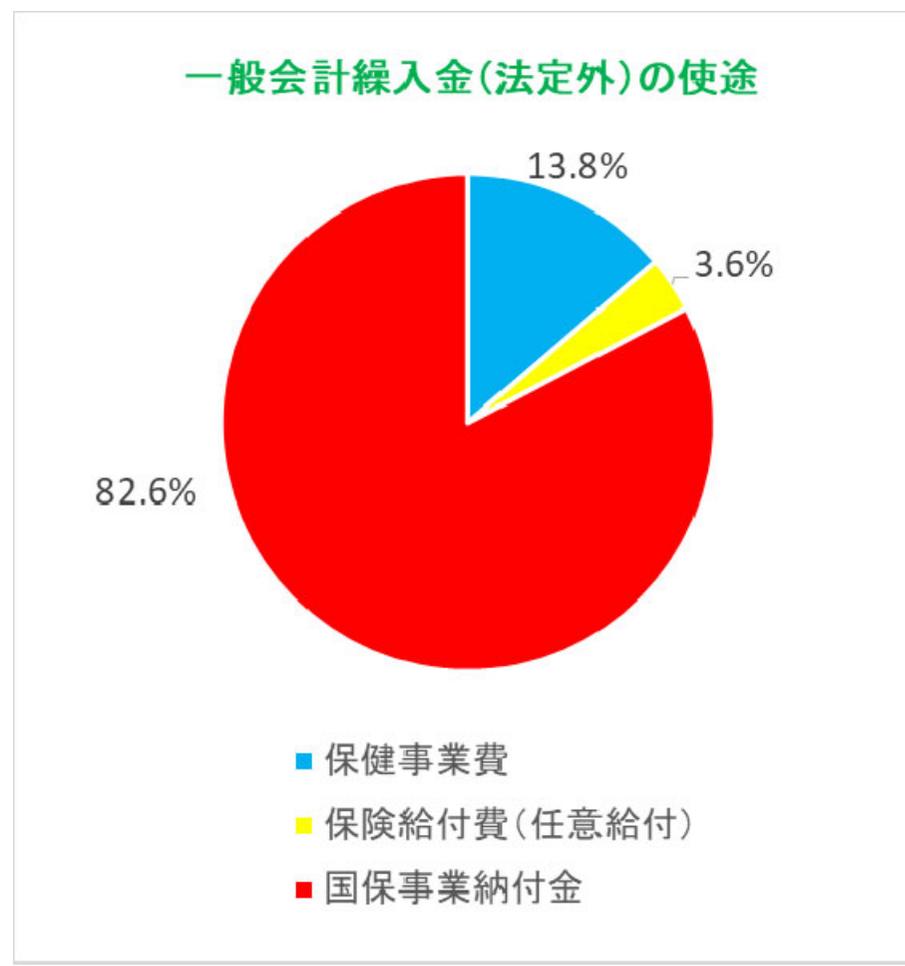
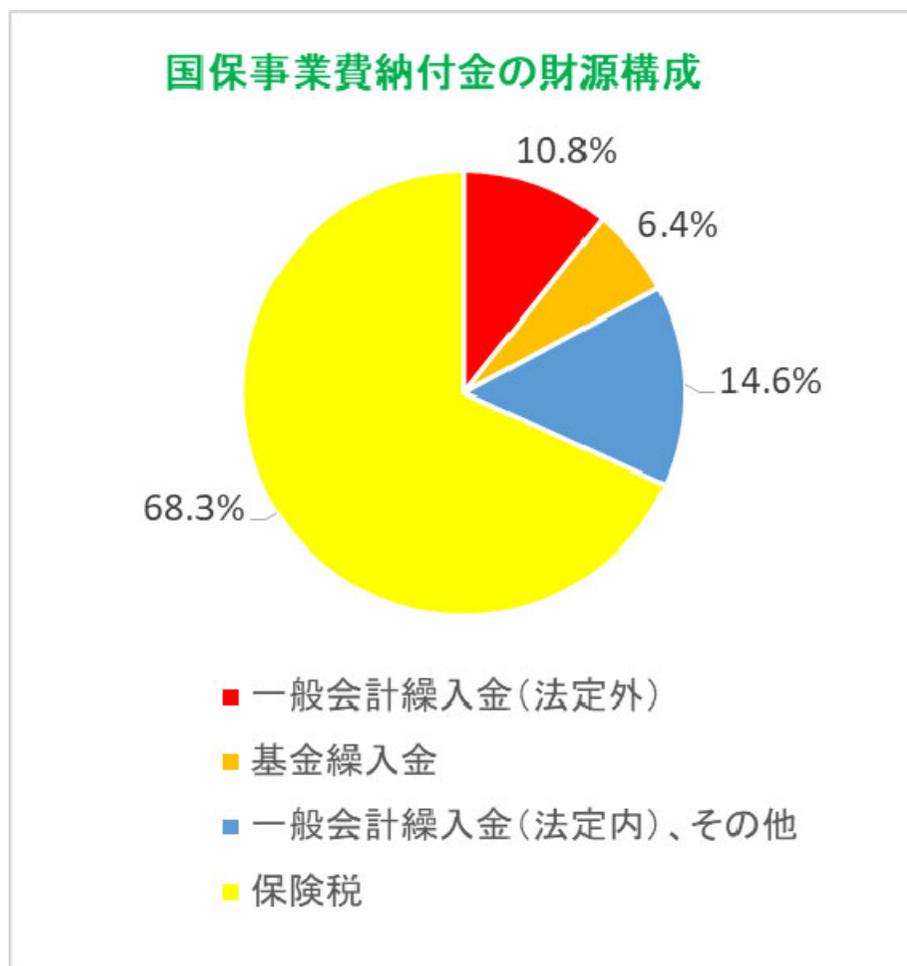
●対前年増減（R6-R5）

	医療分		支援分		介護分		計		
		軽減後		軽減後 (予算額)		軽減後 (予算額)		軽減後 (予算額)	
仮係数（当初予算）	-0.63億円	-	-1.48億円	+5.77億円	-1.33億円	-0.14億円	-3.44億円	+5億円	ここに注目！
被保険者数	-3,879人				-1,135人				
1人あたり費用	+4,119円	-	+71円	+8,663円	-2,971円	+995円	+1,219円	+13,777円	

- 国民健康保険事業費納付金は、例年12月に仮係数に基づく納付額が県から示され、この納付額を毎年当初予算に計上しています。その後、2月に確定計数に基づく確定納付額が県から示されています。
- 6年度の納付額は被保険者数の減に伴い、軽減前の比較では3億4,400万円の減となっていますが5年度に8億4,400万円の軽減があったことから、軽減後の比較では5億円の増となっています。

⑤国民健康保険事業費納付金の財源構成と赤字の内訳

赤字最大の原因は、国民健康保険事業費納付金の財源不足です。納付金に必要とされる「標準保険税率」と「本市税率」に大きな乖離があるため保険税が不足しており、毎年多額の一般会計繰入金（法定外）や基金繰入金を投入して穴埋めしています。また本来、保険税で賄う保健事業や保険給付（任意給付）も保険税が不足しているため、一般会計繰入金（法定外）で穴埋めしている状況です。



⑥ 令和6年度の保険税率と標準保険税率との乖離状況

令和6年度は平成27年度以来、9年ぶりとなる保険税率の見直しを行いました。

しかしながら、国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」）の軽減措置が令和5年度で終了したため令和6年度は軽減措置のない納付金（本来負担すべき納付金）に基づく標準保険税率が示されたことから令和6年度の新保険税率と標準保険税率との乖離はこれまで以上に大きくなっています。

今後も医療の高度化や少子高齢化の進展に伴い、被保険者1人あたりの納付金の増加が見込まれていることから、継続的な保険税率の見直しが避けて通れない状況となっています。

		市川市	標準保険税率				
		6年度①	6年度②	5年度③	対前年比②-③	乖離幅①-②	乖離率①/②
医療分	所得割	7.50%	9.49%	8.59%	+0.90%	-1.99%	-21.0%
	均等割	12,000円	14,763円	15,199円	-436円	-2,763円	-18.7%
	平等割	20,400円	26,312円	26,176円	+136円	-5,912円	-22.5%
支援分	所得割	1.90%	3.41%	2.23%	+1.18%	-1.51%	-44.3%
	均等割	8,800円	14,588円	11,370円	+3,218円	-5,788円	-39.7%
介護分	所得割	2.05%	2.52%	2.15%	+0.37%	-0.47%	-18.7%
	均等割	13,600円	15,826円	15,927円	-101円	-2,226円	-14.1%